

連結納税制度導入の問題点

沼田 道孝

(株第一経営相談所)

1 連結納税制度導入の動き

連結納税制度導入の動きが俄かに本格化し活発化して進みはじめている。それは、昨年(1998)の12月16日に発表された、自民党の「平成11年度税制改正大綱」で「日本経済を支える企業の国際競争力を諸外国と同等の条件とし、日本経済の活性化を促すために2001年を目途に連結納税制度を導入すべくその準備に着手する」と基本的な方向性を打ち出したことが重要な契機になっている。

この様な動きには「法人課税実効税率の国際水準並みへの引き下げが決定された現在、法人課税に残された最も重要な課題が連結納税制度の導入であろう。企業活動の効率化や新規産業への投資、海外企業のわが国への進出が、税制上のインフラの不備によって妨げられるようなことがあってはならない。むしろ、本邦企業、外資系企業を問わず活発な企業活力が発揮できるよう国際的にも魅力あるビジネスインフラを整備することが税制面でも強く求められている。」¹⁾ という財界の強い要望が背景になっていることは明らかである。

そして今年の7月13日には政府税制調査会法人課税小委員会が3年ぶりに再開され、連結納税制度について議論が開始されている。そこでこの議論の内容を吉牟田教授の論文²⁾ からみると「同日のフリー・ディスカッションでも、アメリカ・フランス型の親子会社間取引相殺の本格的連結納税を安定した制度を確立するとの目標の下に十分に検討すべきとの意見が強く、コアと

なる連結類型、連結範囲等から論議すべきとの意見もほぼ共通であった」と記されている。この事は、現在経団連から提案されている「税額合算方式による日本型連結納税制度」の損益振替え型の「超」簡易版型ではなく、所得通算型の「本格的な」連結納税制度の議論が検討されている事を示している。

これらの一連の動きを見ると、連結納税制度の導入に向けてこれから本格的な作業が始められて行く事を意味している。連結納税制度の導入は、税制にも財政にも様々な影響を与えると指摘されている。これらの影響を明確にしなから問題点を明確にしていくことが必要になるであろう。

2 連結納税制度導入の根拠

分社化による租税負担の回避が導入の主要因

株式交換制度を商法に導入して持株会社制度の本格的な活用を目前にして、分社化を中心にした組織の改変に対応する税制の要求の現れが連結納税制度導入の直接的な背景である。ある政府税調の委員は「あらゆる新規事業は最初のうちはリスクが大きいのです。それで、リスクに挑んでいる子会社は赤字だが、本社は黒字なのだから本社には十分に課税するというのでは企業は戦略的展開が有効に出来ない。そういう意味で私は連結納税制度は一刻も早く実現すべきだろうと思います。」³⁾ とあけすけにその意図を語っている。分社化には幾つかの流れがあるが、現在では市場での評価を上げるために大胆で根本的なリストラを進めなければならないその

ために不採算部門を分社化して本体の市場の評価を上げる手立てを打つ、そのために本来であれば負担しなくていい税額を負担することになるために連結納税制度を求めているといわれている。また、成熟社会の狭隘な市場に対して大企業の経営スタンスも市場規模に合わせた事業展開、市場の速さに合わせた展開をするために分社化を進めると意図しており、事業のリスクに対して先ほどの税調委員の要求と同じように連結納税制度を求めているといわれている。

国際的な税制への調整

もう一つの導入の背景は、「先進諸外国においては、子会社所得を親会社所得に合算して、親会社が連結税額を納税する連結納税制度が一般的であり税制の国際的な整合性をはかる観点からも導入を急ぐべきである」⁴⁾ という国際的な税制の調整である。「事実、EBC (European Business Community = 欧州ビジネス協会) は、ビジネス投資の促進や日本経済の国際競争力の強化の観点から連結納税制度の導入を強く求めており、また、欧州最大の電機メーカーであるフィリップス社からも、日本には連結納税制度が無いため、他国で展開している持株会社による経営戦略遂行ができないとの指摘がある旨の報告もなされている⁵⁾と指摘し、国際的なビジネスインフラだから導入を急ぐべきであると展開している。

連結納税制度導入の理論的根拠

これらのことから、連結納税制度の導入の理論的根拠は「経済のグローバル化の中で欧米主要国の税制との国際的な協調と競争を考慮しつつ、企業経営組織の選択に関する中立性原則を確保しようとするためである」⁶⁾ とされる。また、中立性の観点を強く指摘して「経済に対する租税の中立性に求められる。具体的には企業課税における水平的公平と効率の問題とされる。集団の税負担は集団が単一法人として経営される場合と同一である事が水平的公平の理念に合

致する」⁷⁾とされるのである。

3 連結納税制度導入の根拠の検討

課税の中立性に立脚した議論の一面性

連結納税制度導入の根拠・必要性を見てきたが、経営判断であるリストラや分社化のメリット・デメリットは企業自身の責任と判断で行わなければならないが、デメリットの部分が連結納税制度導入の強い根拠になっていることは明らかである。

「企業が自らの判断において、会社分割をして子会社等を設立して事業を行うことは、原則として自由に選択できることになっているのである。いふなれば、税法はかかる社会制度を前提として構成されているのである。このような状況にある場合に、単に、経済的観点からのみ、同一グループの企業について、連結納税制度を採用することは、あたかも当然であるかのような議論をする者が見受けられるのは、この点の認識を欠いているとしか思われぬ。」⁸⁾ と言う指摘も当然の事である。

税制の経済、企業経営に対しての中立性を強調するあまり、税制全体、課税の基本的な公正性、誰がどのような負担をするのかが見失われたものになっている。とりわけこの課税の中立性については理論的な整合性だけが追求されているが、それが、そもそも妥当な議論なのだろうか。税制の基本が、財政的な要請が前提になり常に経済的な影響をどのように生み出すかが問われている現状では、中立性の議論そもそもが意味を成さないのではないだろうか。この連結納税制度導入における中立性の議論など「政治家の公約」のようなもので、「何が議論されている」かだけが問題ではなくて、「何がその結果もたらされたのか」を見なければならぬ。何をしようとしているのかを従来からの基本姿勢とその結果から問われる問題ではないだろうか。

主要国の連結納税制度の概要

項目	米国	フランス	英国	ドイツ
類型	所得通算型*1	所得通算型	損益振替型*2 (グループリ ーフ制度)	損益振替型 (機関制度)
連結の対象範囲	80%以上所有内 国子会社	95%以上所有内 国子会社	75%以上所有内 国子会社	50%超所有内国 子会社
対象子会社の選 択	全子会社の加入 必要	任意選択	任意選択	任意選択(総会決 議を経た利益拋 出契約が必要)
制度適用の選択	任意選択	任意選択	任意選択	任意選択
連結範囲内の企 業の会計年度統 一	要	要	不要	不要
連結範囲内の企 業の会計基準統 一	不要	不要	不要	不要(規定無し)
内部取引(未実現 損益)の扱い	棚卸資産等も含 め、未実現損益を 繰延べ	固定資産譲渡損 益は連結消去。棚 卸資産は個別上 も簿価譲渡が可 能	棚卸資産も含 め、原価譲渡	規定無し(通常 の課税)
繰越欠損金の扱 い	個別申告年度の 欠損は個別所得 から控除	個別申告年度の 欠損は個別所得 から控除	繰越欠損金の振 替は不可	個別申告年度の 欠損は親会社の 出資として処理
納税義務	納税義務は個別 会社、親会社は代 理人	納税義務は親会 社、子会社は連帯 責任	個別会社	個別会社

*1 所得通算型：グループ企業の所得を合算して連結所得を算出する方式

*2 個別損益振替型：損益の振替により個別所得を加減する方式

(出所) 阿部泰久・井上隆「税額合算方式による日本型連結納税制度の導入」『税経通信』

1999年、Vol.54、NO.3

国際的に「一般的」な制度としての連結納税制度

「OECD29カ国中17カ国が連結課税を採用しているが、取引相殺の本格連結型、赤字振替えの簡易連結型はほぼ半々である。他のG7諸国についてみると、イタリア、カナダにおいては企業集団税制は導入されていない⁹⁾という状況であるがこの状況が「一般的」な状況であると言えるのであろうか。昨今の何でもかんでもアメリカンスタンダードの「グローバル化」が一つの価値を構成しているが、多国籍企業といわれる大企業の国際的な活動を保障することが、本来の税制の姿だろうか。「連結財務諸表制度に基礎を置く、新たな連結納税制度を構想」するという文脈であるが「これまでの連結納税制度は国境を越えない『政治』の要請に応えるものであると認識できる¹⁰⁾」と指摘されている。国家という枠組みと、課税権の問題、財政と国民福祉の課題、それらの衡量の中で検討されなければならない課題ではないだろうか。

アメリカ、フランス、ドイツ、イギリスが何らかの形で企業集団税制を導入していることが「一般的」というならば、これはなにをかいわんやである。連結納税の対象は国内の100%子会社といわれて、国外子会社は、各国の課税権の関係で対象から外されている。この事は、連結納税制度が、あくまでも国内を対象にしている事を示している。国際的ということで一部欧米の多国籍企業の行動を進めることを保障することが「グローバル化」というのではとても国際的に「一般的」な連結納税制度の導入を急いで進める根拠に乏しいのではないだろうか。

4 米・仏・独・英諸国の連結納税制度 (集団企業税制)

米・仏・独・英諸国の導入スタンス

最も導入が早かったのは1917年に導入したアメリカである。当時アメリカの法人税は「超過利潤税による累進税率課税」であり「その負担軽減を図るために子会社を作って所得を分割することを防止して歳入を確保するための租税回

避行為防止という行政目的にあったことである。したがって、その適用は納税者の選択によるのではなく、歳入庁長官の判断によって強制適用される制度であった¹¹⁾。その後の経過も、一時期廃止されながらも、超過利潤税(超過累進税率)が制定されると再び復活し、連結範囲の持株基準も従来の95%から80%に緩和して、様々な修正を加えながら現在も継続されている。基本的なスタンスが法人税の累進税率に対して子会社化による所得の分散を図る事を防ぐ意図があり、適用については任意の選択だが、該当子会社はすべて加入が必要で、継続適用を止めるときは内国歳入庁の承認が必要とされる。

欧州3カ国の導入時期は、アメリカよりもだいぶ遅れて、1966年にフランス連結納税制度の限定的導入、1967年イギリスグループ・リリーフ制度の導入、1969年ドイツ機関制度の導入、1988年フランス連結納税制度の一般的導入である。「欧州諸国における企業集団税制の概念は、第2次世界大戦を経て欧州経済共同体における経済交流の進展とともに次第に成熟してきたのである¹²⁾」また、「企業集団税制に加入する子会社の範囲については、...当事者の任意に委ねられ、持株要件に該当している子会社の全部を企業集団税制に加入させることは要求されていない。その理由として、これらの国の企業集団税制の導入が、...企業の国際競争力の強化等を意図してその要件をできるだけ緩和するという政策配慮が先行する傾向があった¹³⁾」と指摘されている。この時期、EC共通付加価値税が各国において実施された時期と期を同じくすることと同時に、各国の税率がフラットな税率であることも導入の経過をより国際競争力の強化のためにという側面を強めたと思われる。

アメリカの連結納税制度

・関連グループメンバー全法人参加で連結申告を納税者の選択制度としている。その選択は、継続適用が要件で、その取りやめは歳入庁長官の承認を必要とする。課税年度は、親企業と同

一の事業年度とすることが必要。

この対象子会社全法人参加を決めているのが他の国の連結納税制度との著しい違いになっている。

- ・連結の対象範囲は、親会社が、議決権株式、株式総額の価値の80%を所有する子会社。
- ・グループから離脱した子会社は、5年間は再度参加できない。
- ・連結グループの、個々の企業の課税所得に基づき合算額をだし、連結修正を加えて、この修正したグループ所得に法人税率を適用して連結税額を出す。

例えば、連結メンバー間の取引の損益を売手側の繰り延べとする。又、連結メンバー間の受取配当を所得から除外するといった、個別企業の修正を行った上で、連結の各企業の事業損益を相殺して、さらに連結の資産等の純譲渡損益の計算等を行ってグループの連結所得の総額を出す。

- ・連結税額は、グループの個々の企業に配分される。その納税義務は個々の企業が負う。連結グループの親会社は、グループの各企業の「申告納税に関する代理人の地位に立つにすぎない」¹⁴⁾ 税額の配分基準は、グループ各法人の合意によって確定される。歳入法等では特段の定めをしていない。

フランスの連結納税制度

- ・連結納税集団となる企業は、株式保有割合が95%以上の関係にある親会社、子会社である。双方とも内国法人に限られる。95%子会社が連結納税に加入するかどうかは個々の子会社の任意であり、連結納税からの脱退も任意である。
- ・連結納税の選択は5年を期限とし、連結を求める企業の同意書を添付して提出、選択される。
- ・連結申告の申告と納税の義務を負うのは親会社である。連結子会社は連帯債務を負う。実際の税額は、個別申告をしたことを仮定して各会社に配分される。

イギリスの連結納税制度

- ・イギリスの集団企業税制は、51%子会社、75%子会社、共同会社の三つのグループで構成されるが、そこに適用されるグループ・リリーフ制度が中核となる制度で、75%子会社と共同会社に適用され、同一期間に発生した事業欠損等の全額または一部を振り替えて、自己の総利益と相殺控除する事が出来る。
- ・企業のグループへの加入と脱退は任意で、その適用も継続性を特に要しない。

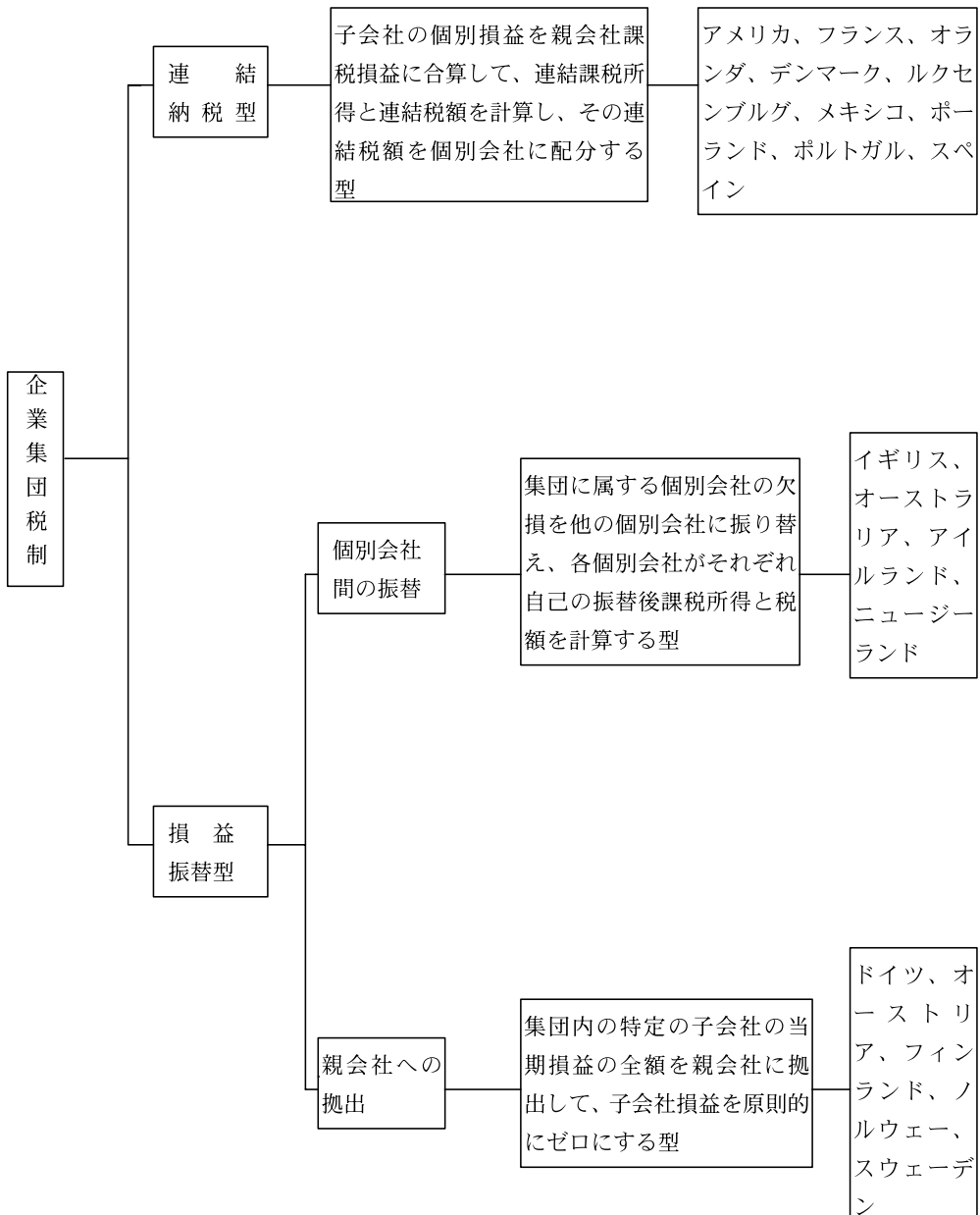
ドイツの機関制度

- ・機関制度とは、機関主体と機関会社との間に締結された利益拋出契約に基づいて子会社利益の全額を親企業に拋出する場合には、子会社の所得をすべて親企業に帰属させる制度である。
- ・50%超の株を取得している子会社が対象で、利益拋出契約がある場合に適用される。
- ・5年以上継続される利益契約が要件で、契約によるので対象になるかどうかは任意の選択になる。

米・仏・独・英諸国の制度の特徴

- ・各国で、それぞれ異なるのが適用の統一性と継続性で、最も厳しく義務づけているのがアメリカであり、いったん選択するとやめるためには歳入庁長官の承認が必要であり、今までその適用を受けた企業はいない。もっとも弾力的なのがイギリスで各年度ごとの選択適用が許されている。ドイツは5年以上、フランスも5年継続が前提になっている。
- ・各国とも国外子会社は除外されている。他の国の税法に従っている国外子会社の連結は、税法上多くの困難が伴うためである。
- ・子会社の範囲は、各国とも持株割合基準によって決められるが、それらの持株割合はすべて企業集団税制の適用要件としての意味を持つだけのものであり、その要件に合致する子会社の損益は、持株割合に関係なくその全額が連結損益として吸収され、または親会社等に振り替ら

企業集団税制の種類



(出所) 山本守之「連結納税の導入をめぐる論議と中小企業経営への影響」『税理』

Vol. 42, NO. 81999

れる』¹⁵⁾

・内部取引の損益の通算は、アメリカ、フランスが売手側損益計上・繰り延べ方式、イギリスが原価引継ぎ・買手側損益帰属方式、ドイツが時価による損益計上（繰延べ不適用）になっている。

・欠損金の処理は、アメリカ、フランスが限定した条件で子会社の連結申告期間と個別申告期間の損益通算をする方式、イギリス、ドイツが単年度欠損だけを振り替える方式である。¹⁶⁾

5 連結納税制度の機能

まず連結財務諸表との基本的な機能の違いを明らかにしなければならない。連結財務諸表は、「目的は財務諸表利用者の意思決定に有用な会計情報の提供に求められる」。つまり、本質的な機能は情報提供なのであり、その存続中の各連結年度の「財政状態と経営成績」の報告に限定されている。¹⁷⁾

現在進められている、「新連結決算制度」に基づく連結財務諸表は「企業の財務諸表の連結ベースのディスクロージャーの充実、つまり『個別』情報を中心としたディスクロージャーから『連結』情報を中心とするディスクロージャーへと転換し」「同時に、この転換は、企業が作成する連結財務諸表の内容を、国際的に認められているアメリカや国際会計基準の内容と調和させることを目的として」いる。¹⁸⁾

しかしながら、連結財務諸表を作成したとしても個々の企業は法的にはそれぞれ独立した存在として権利義務の主体となるのであって合併した企業としての法律上の行為をするわけではない。同じ事は連結納税制度でも言えることであって、「会社に対する株主の持ち分という法律関係は、個々の会社とその株主との関係であることに変わりがないから、集団企業であっても、この関係を無視して直接に集団単位の法人課税をすることはできない」。¹⁹⁾

その本質的な目的は、

集団内個別法人の損益通算（企業の垂直的

統合に対する租税の中立性）

集団内部取引の課税繰り延べ（未実現損益課税の排除）

子会社株式への投資と子会社損益の課税の整合（集団関係の本質論）

であると指摘されている。²⁰⁾ 集団企業の経済活動をどのように捉えるかという側面では幾つかの共通の視点、一体の企業活動をどのように捉えるかという認識はあっても連結財務諸表とはアプローチも基本的な作成の意図も異なるものである事を明確にしなければならない。

6 政府税制調査会法人課税小委員会の論点

本質的論点

本質的論点として以下の5点が掲げられている。

- ・連結納税制度の導入の必要性
- ・連結納税制度の類型、基本的枠組み
- ・単体課税の体系と企業集団課税の体系との間の整合性
- ・租税回避行為の問題
- ・税収減の問題

連結納税制度の導入の必要性については、すでに検討を試みた。連結納税制度の類型、基本的枠組みについては、経団連からの提言が出されているのでそれを中心に見てみたい。

技術的問題点

単体課税の体系と企業集団課税の体系との間の整合性については、以下の資料が法人課税小委員会に提出されている。

(1) 納税義務

- 1 納税義務者
- 2 納税額の分担方法
- 3 連結納税用の帳簿書類の作成・保存
- 4 罰則対象者等

(2) 課税所得・税額計算

- 1 資本金、所得金額等を基準とした各種措置の限度額計算（寄付金、交際費等）
- 2 法人の規模、業種を基準とした各種計算規

定の取り扱い(貸倒引当金)

3 適用税率に格差がある場合の取り扱い(中小法人特例税率)

4 法人の規模を基準とした税額控除制度の取り扱い(増加試験研究費の特例税額控除)

5 外国税額控除制度の取り扱い

6 土地譲渡益追加課税の取り扱い

7 同族会社の留保金課税の取り扱い等

(3)その他

1 解散・合併の場合の取り扱い

2 地方税の取り扱い等

これらの論点は、今後の小委員会の議論が進む中で明らかになっていくであろう。法人税制の基本的な体系にかかわり膨大な作業が予測される。²¹⁾

租税回避行為と税収減の問題は、主に検討を試みて問題を明らかにしたい。

7 経団連の「連結導入制度に関する提言」について

「提言」の基本的仕組み

政府税制調査会法人課税小委員会で議論が開始される前に、経団連の「連結導入制度に関する提言」が議論をリードしていたと言われる。そこで提案されているアウトラインについては、まだ十分に小委員会の議論が進んでいない状況で、なお且つ内容が明らかになっていない状況では、現在でも影響を持っていると思われるので検討を行う。

- ・国内の100%子会社を連結納税の範囲とする。子会社の選択は任意とし、一旦選択すると原則継続とする。

- ・制度適用は任意として、5年程度の継続適用とする。

- ・会計年度は、統一する。個々の企業は従来の会計基準の継続をする。

- ・資産売買の未実現利益の排除は、土地・有価証券等に限る。損益の繰延べは売手側で調整する。

- ・繰越欠損金は、制度適用以前は、個別ベース

でのみ控除可能で、制度適用後に発生した繰越欠損金は連結ベースで使用できる。

- ・連結上の納税は、子会社の代理人として親会社が行い、納税債務については契約を親子会社間で行う。

経団連はこの提案を、1996年3月に行ったが、1998年12月に税額の計算は個別の法人で行うが、税額だけを親子会社間で合算する「税額合算方式による日本型連結納税制度」を提案した。「超」簡易版の振替え型企業集団税制であり、政府税調では、それよりも本格的な連結納税制度の議論を進めることを明らかにしていることは、前にもふれている。

基本的仕組みに対する問題点

「可能な限り簡素な形態とし、早期の導入を実現すべき」という基本的考え方から、簡便にかつ使いやすい制度、導入しやすい制度を指向しているようである。

その第一が、100%子会社を連結の対象にするということで、少数株主の意思に反するような利益の問題が生じないように配慮したことである。また、制度としてのメリットが、企業の競争力を削がないように、できるだけ融通性のあるものを指向している。子会社の連結の任意選択などはその典型的な例で、どちらかという連結納税が後発の欧州タイプの融通性を活かす形になっている。アメリカのように適用に対してすべての対象子会社、適用の継続といった強い制限を課すわけではなくて、他の諸国のように任意性、選択性の強い制度になっている。この場合に、利益が出ている子会社は連結から外す等課税のループホールを生じ易いことは明らかだと思われる。少なくとも、100%子会社の連結の任意選択性については、すべての子会社とすべきであろう。継続性に対しては、5年程度という縛りになっているが、子会社の範囲やその後の資本持ち分の移動によってどのような規制になるのか、今後の議論の展開の中で明らかにしていかなければならない課題であろう。

8 租税回避行為の問題

「連結納税制度の下では、連結対象とならない関係会社その他の間での取引を含めた租税回避行為が懸念される。この制度がタックスプランニングの恰好の手段となると課税の公平を阻害し、法人課税への課税ベースが実質的に大きく浸食されていくことになりかねない。」²²⁾この制度の最も大きな問題点が、ここで指摘されているように租税回避の懸念が非常に大きいことである。制度導入の時点で、重要な争点になっている状況である。法人課税小委員会の本質的論点として取り上げられ、以下のような例示が示されている。

「租税回避行為に関する問題（例）

- a 連結納税グループ加入前の欠損金・資産の含み資産の取り扱い
- b 連結納税グループへの加入・連結納税グループからの離脱の場合の取り扱い
- c 連結グループ内の子会社と連結グループ外の子会社との間の取引を利用した所得移転の問題等

このc.に関しては、国内移転価格税制の必要性や举证責任問題も生じかねないとの指摘もされている。」²³⁾

第三者取引（グループ外取引）の実現利益まで、課税を任意に繰り延べるということで様々な操作がそこに生まれうる事を示している。それらを防ごうとすれば、日々生起する経済行為としての100%子会社グループ（連結納税グループ）とそうでない実質支配グループの間の取引に税法の任意判断がルール付けをしなければならず、規制緩和が叫ばれている昨今の情勢の中で現実的に難しい課題になる。また、海外子会社は各国の課税権の問題から連結の対象から外されるが、タックスヘブンを税制や移転価格税制が展開されているとはいえ、ますます全世界的なタックスプランニングがその意図を活かす可能性が増えていくことが考えられる。このように、税制の基本的な構築を任意性、選択性を強

めて企業の様々な思惑で虫食的に法人税の減免措置を認めるように見られるような施策に対してはさらに議論を進める必要があると思われる。

9 税収減の問題

法人課税小委員会で示された資料では、「フランスにおいては、連結納税による税収減は、190億フラン（法人税収の約12%、94年度）と公表されている。イギリスのグループ控除制度におけるグループ控除額（グループ企業間で移転された損失額）の総計は210億ポンド（95年度）である。（イギリスの法人税率は31%、法人税収（95年度）は約236億ポンド）」となっていて、イギリスは法人税収の20%になっている。」²⁴⁾

法人課税小委員会で本質的な論点として議論しているようである。現在、連結納税制度を導入して最も深刻な影響を与える問題である。財政の逼迫、破綻の状況の中でさらに財源を削っていくことになり、財政の健全化を一層阻害してしまうことは明らかである。

「1999年度の国税収入はおよそ49兆円であり、これは1990年度に比べて約18兆円の減収である。その中心は所得税と法人税の減収である。つまり、所得税が10兆円余、法人税が約8兆円の減収になっている。もちろん、これがバブルの崩壊に基づく不況によることは明らかであるが、国民所得はこの間10%増加しているのである。とすれば、これらの税収減は、伸長性を失い、弾性値がマイナスになっていることを示していると考えざるを得ない。その原因は相次ぐ税率の引き下げにある。」²⁵⁾

連結納税制度の導入による税収減は、もっぱら大企業にとっての大幅な減税になることは明白である。法人税率の引き下げが税収の減少を招くことは明らかであるが全ての法人企業に効果が及んでいる。しかし、連結納税に関してはほんの一握りの企業の減税である。

「いま税制にとって重要なことは負担の公平・公正を実現することと、財政を支える収入基盤

を整備することです」。²⁶⁾負担能力を考慮しないこの間の税制は、まさに、国民の家計から大企業と大資産家に所得を移し替える事を一層大規模に、大胆に押し進めている。連結納税制度の導入もまさに負担の公平・公正を考慮しない、財政を大きく歪める税制であると言わざるを得ない。

10 おわりに

税率の「国際レベル」への引き下げとこの連結納税制度の導入が財界の大きな目標、当面のターゲットであったといわれるが、税率が引き下げられた現在、連結納税制度の導入が最大の目標となっている。この間の議論が大企業の経営活動を保障することにその基本スタンスが置かれ、国際的な経済環境とそこにおける税制ということで、本来の税の在り方よりは、自由な経済活動を保障することだけが目指されている。ここでの考え方が、税の公正な法人負担をいいながら、日本の税制の中での法人税の在り方やとりわけ租税負担能力のある大企業の基本的な位置付けを曖昧にしている。

また、連結納税制度に参加できる僅かなグループだけが大幅な減税を獲得でき、又、運用によっては様々なループホール（抜け穴）が発生することは政府税調の報告の中でも指摘されていることである。現在の日本の状況や税制の環境の中での様々な問題を今後の国民の論議と方向性の中で進める、国民生活と福祉の前進の中で捉える必要がある。税制の中における大企業の役割、適正な負担を果たさせていく課題は明確にしなければならない。又、消費税の税率を大幅に引き上げて国民負担を飛躍的に増大させる税制の展開を許すことは出来ない。これらの様々な基本的問題点を考慮すると、まさに法人税のつまみ食いの減免措置と言わざるを得ない連結納税制度の導入に対しては反対せざるを得ない。(1999年9月22日)

- 1) 阿部泰久・井上隆「税額合算方式による日本型連結納税制度の導入」『税経通信』1999, Vol 54, NO 3
- 2) 吉牟田勲「連結決算と連結納税制度」『税研』Vol .15, No .86, 1999
- 3) 島田晴雄「法人税改革のあり方と21世紀の税制」『税研』Vol .14, No .83, 1999
- 4) 「連結納税制度導入に関する提言」社団法人 経済団体連合会, 1996/3/26
- 5) 阿部泰久・井上隆, 前掲論文
- 6) 横山彰「連結納税とキャッシュ・フロー」『税経通信』1999, Vol 54, NO 8
- 7) 武田昌輔「連結納税制度は導入すべきか」『税経通信』1998, Vol 53, NO .13
- 8) 武田昌輔, 同上
- 9) 吉牟田勲, 前掲論文
- 10) 横山彰, 前掲論文
- 11) 井上久彌『企業集団税制の研究』中央経済社, 1996
- 12) 井上久彌, 同書, p 46
- 13) 井上久彌, 同書, p .193 .194
- 14) 井上久彌, 同書, p 65
- 15) 井上久彌, 同書, p .196
- 16) 井上久彌『企業集団税制の研究』を参考にこれらの項目をまとめる
- 17) 井上久彌, 同書, p 22
- 18) 青山監査法人・ブライズウオーターハウス『総解説 連結納税制度』日本経済新聞社, 1998
- 19) 井上久彌, 前掲書, p .16
- 20) 井上久彌, 前掲書, p .16
- 21) 吉牟田勲, 前掲論文
- 22) 山本守之「連結納税の導入をめぐる論議と中小企業経営への影響」『税理』Vol 42, No 8, 1999
- 23) 吉牟田勲, 前掲論文
- 24) 吉牟田勲, 前掲論文
- 25) 谷山治雄「財界と新自由主義者の描く近未来の税制改革」『税制研究』税制経営研究所, No 40, 1999/8
- 26) 谷山治雄, 同上